

BBS運動基本原則

2023年5月21日通常総会決定

第1章 BBSの定義

1 BBSの目的・定義

- (1) BBS運動は、子ども・若者が非行に陥っても立ち直ることができ、生きづらさを抱えながらも安全で安心して生きていける明るい社会の実現を目的とする。
- (2) BBSは、生きづらさを抱える子ども・若者に寄り添い、自分らしく前向きに生きていくことを支えていくための青年ボランティアである。

2 運動の理念

BBS運動の理念は、友愛とボランティア精神に基づき、子ども・若者一人ひとりを人として尊重し、同じ目の高さで共に考え、学び合うことである。

第2章 BBS活動

1 BBS活動の原則

- (1) BBS活動は、BBS運動の理念を踏まえ、社会的な必要性に応えるとともに、各地域の実情に合わせて、効果的かつ多様な方法を工夫して行う。
- (2) BBS活動は、子ども・若者の主体的な参加を通して、それぞれの自尊感情を育むことを重視して行う。
- (3) BBS活動は、BBS会員個人の積極的な参画を基礎に、地区BBS会等の組織の責任において企画・実施することを基本として行う。
- (4) BBS活動は、必要に応じ、他の地区BBS会や関係機関・団体等と連携・協働しながら行う。

2 BBS活動の基本的な柱

BBS活動は、次に掲げる活動を基本的な柱とし、相互に関連付けながら実施する。

(1) ともだち活動

ア ともだち活動は、BBS会員が、非行のある少年など生きづらさを抱える子ども・若者と「ともだち」になることを通して、それぞれの立ち直りや再チャレンジを支え、自分らしく前向きに生きていくことを促す活動である。

イ BBS運動を特色づけてきた重要な活動であり、One to Oneを原則として行う。

(2) 健全育成活動

健全育成活動は、子ども・若者に広く働きかけ、自他共に大切にできる豊かな心を育む活動である。

(3) 広報・啓発活動

広報・啓発活動は、地域に広く働きかけ、子ども・若者を地域全体で温かく包み込み、一人ひとりが安全で安心して生

きていける地域社会づくりを行う活動である。

(4) 自己研鑽活動

自己研鑽活動は、BBS活動を行うために、子ども・若者の兄や姉のような存在として信頼されるよう、子ども・若者との相互理解に必要な心構え、活動の充実に必要な知識や技術の習得・向上を目的とする活動である。

第3章 BBSの組織

1 BBS会員

- (1) BBS会員は、青年ボランティアとしてのBBS運動の目的・理念等に賛同し入会を認められた者である。
- (2) BBS会員は、第3章の2に記載されたいずれかの組織に所属するものとする。
- (3) BBS会員は、その所属する組織の一員として、次の会員規律に則り、BBS運動の目的に資する活動を行う。

ア BBS会員は、活動に主体的に参画し、個々の経験等に応じ組織運営等に積極的に関与するよう努めるものとする。

イ BBS会員は、活動において知り得た個人情報やプライバシーについて守秘義務を厳守し、その管理等に最善の注意を払うものとする。

ウ BBS会員は、BBS運動を担う者としての自覚を持ち、関係者を始め社会の信頼を得られるよう誠実な言行に努めるものとする。

2 BBSの組織と役割

(1) 地区BBS会

ア 地区BBS会は、地域、学域、職域等を単位として組織する。

イ 地区BBS会は、BBS活動の最前線として、その企画、調整、実施、連携等を行う。

(2) 都府県BBS連盟

ア 都府県BBS連盟は、都府県（北海道にあっては札幌、函館、旭川、釧路の各保護観察所管内）を単位として組織する。

イ 都府県BBS連盟は、管内各地区BBS会について、その活動の充実に必要な支援や連絡調整を行うとともに、各地区BBS会の枠を超えた広域的な活動を行う。

(3) 地方BBS連盟

ア 地方BBS連盟は、北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州の各地方更生保護委員会の管轄区域を範囲として組織する。

イ 地方BBS連盟は、管内各都府県BBS連盟について、その活動の充実に必要な支援や連絡調整を行うとともに、各都府県BBS連盟の枠を超えた広域的な活動を

行う。

(4) 日本BBS連盟

特定非営利活動法人日本BBS連盟は、BBS運動の全国組織として、全国のBBS会員及び組織の活動の充実並びに全国的なBBS運動の強化・発展を支援するため、必要な活動の企画・実施のほか、研究・研修、連絡調整、広報・啓発活動等を行う。

3 組織の運営

- (1) 青年ボランティア団体としての真価を発揮できるよう、組織の意思決定や活動は、原則として青年が中心的な役割を担う。
- (2) 組織運営において、透明性を高め、コミュニケーションの活性化を図るほか、健全財政を保つように努める。
- (3) 保護観察所や保護司・更生保護女性会などの更生保護ボランティアとの相互連携を密にし、さらにその他の関係機関・団体等との協働態勢を広げるよう努める。
- (4) 持続可能な組織運営のため、人材の育成やノウハウの継承などに特に配慮する。